

奈良県告示第八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日
山田 武藏	やまだ接骨院 五條市須恵三丁目六―三八 クライスコート一〇三	令和六年五月一日
毛利 儒成	香芝市関屋八六四―一〇	令和六年五月一日